

固定資産(遊休資産)処分入札要領

制定 平成 19 年 10 月 22 日

(目的)

第 1 条 入札において、公正公平な競争原理が働く一般競争入札を円滑にするため、この要領を定める。

(入札の開示)

第 2 条 入札に付す遊休資産に関しては、名称、所在地、地目、登記簿記載面積、境界確定の有無、予定価格（最低売却価格）、公募期間及び必要な事項を開示する。

(入札参加申込み)

第 3 条 入札者は、入札参加申込書（別記様式第 1 号）を添えて、指定する日までに提出しなければならない。

(入札の方法と決定)

第 4 条 入札は、入札書（別記様式第 2 号）により行う。

- 2 入札を代理人に委任する場合は、代理人は入札前に委任状（別記様式第 3 号）を提出しなければならない
- 3 郵便による入札は認めない。
- 4 入札者はいかなる理由があっても提出した入札書の書換え、差し替え又は撤回をすることが出来ない。
- 5 入札書は、入札者の立会いのもと開札し、落札者を決定する。
- 6 遊休資産によっては、入札保証金を徴収する。この場合の入札保証金は、入札金額の 5 パーセント相当額以上の金額とする。

(入札の無効)

第 5 条 以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のないものの入札
- (2) 委任状を提出していない代理人の入札
- (3) 予定価格（最低売却価格）を事前に公表している場合において、事前に公表した予定価格を下回る価格の入札
- (4) 談合その他不正な行為があったと認められる入札

(5) 入札関係職員の指示に従わない場合等、入札会場の秩序を乱した者の
入札

(その他)

第6条 この要領に定めるものの他、必要事項については、組合長が決定する。

(改廃)

第7条 この要領の改廃は、理事会が行う。

付則 この要領は平成19年10月22日から施行する。

付則 (令和元年7月29日)

この要領の改正は、令和元年6月22日より施行する。